

次世代育成支援時代における保育所の役割

成 田 朋 子

I はじめに

我が国において 2005 年という年は、第二次世界大戦後 60 年を経た年にあたり、マスコミ等は盛んに「節目の年」であると報じている。この時代に遭遇した一社会人としては、これまでを振りかえり今後の糧にする責任があると思われるが、現時点での我が国の状況はどうであろうか。確かに科学技術の目覚ましい発展、経済的な発展はみられたが、人間として住みよい社会に成熟したかは多いに疑問であろう。さらに目を転じて子ども達のことを考えた時、その置かれた状況はどうであろうか。物質的に豊かになった一方で、児童虐待や青少年の問題が後を絶たないことを考えると、誰もが、子ども達は健やかに育っているのだろうか、子ども達は真の意味で尊重されているのだろうかといった危惧を抱くのではないだろうか。

社会が複雑になり、子ども達をとりまく環境が大きく変化している中で、保護者の子育てに対する不安はますます増大しているといわざるをえない現状がある。その結果、子育てを社会全体で担う必要があるとの認識が高まり、子育て支援ということばが生まれた。子育て支援ということばは、今日では誰もが日常的に使用する用語になっているが、現在行われている子育て支援のすべてが本来の子育て支援になりえているのであろうか。本来の子育て支援が行われるためには何を考えておく必要があるのだろうか。

子育て支援に対する行政的取り組みを跡付け、保育所で行われている試みを参考にしながら、今日の子育て支援のあり方、そして保育所の役割について考えてみたい。

II 次世代育成支援時代への移行

(1) 少子化対策から次世代育成支援へ

子育て支援は本来、子どもの健やかな成長のために、親が肯定的な姿勢で子育てできるように保護者を支援し、また親自身も人間として成長でき

るよう、子育てをしている保護者を支援するということである。ところが今日、さまざまところで子育て支援ということばが使われ、現にさまざまな形の子育て支援が行われる中では、単に親の肩代わりをするのみに終わっている試みが行われるなど、いささか混乱が生じているように思われる。そこでまず、社会がこれまでどのように子育て支援に取り組んできたのかを跡付けてみたい。

そもそも子育て支援という言葉はいつ頃から使われるようになったのであろうか。子どもをとりまく環境の変化と、それに対する施策の流れから見よう。

第二次世界大戦後の日本においては、高度経済成長時代を経て、女性の社会進出が進んだが、女性の社会進出が進む現象と平行して出生率は年々低下する傾向にあった。ところが、1989 年の合計特殊出生率が丙午の 1.58 よりも低くなったことから、少子化への危機感が生じ、1.57 ショックということばも生まれ、少子化が我が国の社会問題として大きく取り上げられることになったのである。

もちろん子どもに関する問題は急に浮上してきたわけではなく、1970 年代後半にはすでに、遊べない子ども、無気力な子ども、生活リズムの乱れた子どもの増加が指摘され、子どもの育ちに警鐘が鳴らされていた。そして、それに続く 10 年の間には子どもの側だけでなく、子どもを育てる親の側の問題も指摘され始め、「育児不安」があちこちで云々されるようになっていた。

このような子どもをとりまく社会背景の中で合計特殊出生率 1.57 という数値が問題となったのである。政府は 1990 年、まず「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を召集した。連絡会議が、少子化に歯止めをかけ、尚且つ育児不安を少なくするには、子育てと仕事の両立支援などの子どもを生み育てやすい環境の整備が必要であることを指摘したのを皮切

りに、政府はその後様々な施策を講じることになった。すべての子育て家庭に社会的なサポートが必要だという認識が進み、その結果各所で様々な動きがみられ始めたのである。

1992年には「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」が設置され、社会全体で子どもを育てていくという考えが明確にされた。

そして1994年にエンゼルプラン「今後の子育て支援のための施策の基本方針」が策定され、それに続く「緊急保育対策等5か年事業」では、保育所の整備・拡充だけでなく、親の子育て不安に対する対策・家庭での子育ての支援・子育てネットワークづくりについても、行政によって積極的に取り組まれることが計画されたのである。

以上の流れを受けて、また1994年に他の国に遅れをとったものの子どもの権利条約を批准したことを受けて、1997年には児童福祉法が改正され、どの保育所においても子育て家庭の相談・指導を実施することになった。子ども福祉から子ども家庭福祉の時代へと移行したのである。

以上のように1990年代の施策を跡付けてみると、1994年のエンゼルプランの策定以降「子育て支援」という言葉がクローズアップされることになったことがわかる。

そして1990年代には様々な施策が打ちたてられたのではあるが⁽¹⁾、目的とされた少子化に歯止めがかかることもなく、また育児不安も期待した程には軽減されるにはいたらなかったのである。

このようにエンゼルプラン、新エンゼルプランの効果があがらない中で厚生労働省は、少子化対策を再編し、「次世代育成支援対策」として打ち出すことにした。政府も次世代育成支援を国の基本政策にすることを確認し、2003年に次世代育成支援対策推進法、児童福祉法の一部改正、少子化社会対策基本法を成立させた。

次世代育成支援対策推進法は、子育ての第一義的責任は保護者にあるという理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、すべての地方自治体と企業（従業員301人以上）に、2005年度から10年間の次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付けている。

児童福祉法の一部改正では、以下の子育て支援事業が法的に位置付けられた。1つ目が、保護者からの相談に応じ情報の提供、及び助言をおこなう事業（地域子育て支援事業）、2つ目が、保育所等において児童の養育を支援する事業（放課後児童健全育成事業、幼稚園の預かり保育事業）、3つ目が、居宅において児童の養育を支援する事業（出産後の保育士派遣事業）である。

以上みてきたように、21世紀に入ってたてられた次世代育成支援対策は、結婚や出産は個人の選択に委ねられるべきことがらではあるが、少子化対策はそれ以上の課題であるとの認識に立った、少子化の流れを変えるためのもう一段の対策であり、保育支援中心の1990年代の施策から、企業や地域など広く社会全体のとりくみに重点を移していることに大きな特徴があるといえる。

（2）子育て支援に必要な次世代育成支援の視座

前節において、次世代育成支援対策推進法の成立までの流れを跡付け、法成立に伴い、地方自治体では数値目標を掲げた計画策定・実行が緊急課題として課せられることになったことを述べた。

筆者もN市の社会福祉審議会次世代育成支援懇話会の委員を経験し、限られた時間の中ではあったが、福祉・教育関係者、地域活動団体など、次世代育成支援に関わる約20名のメンバーで、N市の次世代育成行動計画⁽²⁾策定に資すべく討議を重ねた。様々な立場のメンバーと意見交換を行うことにより、改めて子育て支援に関して考えを深めることができたと感じている。

そして、以前まとめたように⁽³⁾、子どもの最善の利益が子育て支援の目的の第一にあげられなければならないこと、子育て支援とは、子どもの発達を保障するために、親が自信をもって、肯定的な姿勢で子育てできるような、また、親が人間としても成長できるような支援であることを再度確信した。

そもそも子育ては人間にとって自然の営みであり、誰でもが親になりうるかもしれないが、元来子育ては思うようにならないものである。また、親の独力だけで子育てすることは困難であり、いつの時代においても子育ては地域社会の中でなされてきたのである。

子育てに関わる今日の問題は、まだ地域社会が機能していた時代、女性が結婚後仕事をしないで子育てを引きうけることで社会と家庭のしくみが成り立っていた時代から、男女ともに一人の人間として自立し、同等に社会に参加し、かつ家庭生活を営むという形態へと移行している中で起こっていると考えられる。子育ての問題はもはや個々の家族の問題ではないし、また女性だけの問題ではない⁽⁴⁾と考えられるのである。

子どもは生まれつき主体的な存在ではあるが、特に乳幼児期は一人では生きていけない。身近にいて応答的に関わる大人の存在が不可欠である。そのような大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も大人を愛し、信頼していくようになる。またそのような大人を拠点にしなが、他者との関わりをもち、人と人とのつながりを幾重にももつ中で育っていく。わずかの人の手によって密室的に育てられるより、地域社会の大勢の人の中で成長することが望ましいのである。

したがって、子どもの最善の利益を保障するには様々なことがらが考えられなければならない。しかしながら、これまでの少子化対策や子育て支援をみると、親子教室が開かれ、児童手当が話題になる等、子育てにおける 1 側面に限定した支援が行われることが多かったのではないだろうか。子育て中の保護者達が何を望んでいるのかを明確に把握した上で支援の方法を編み出していくことが必須である。

筆者がかつて平均的な子育て中の母親に行った調査⁽⁵⁾においては、子育て中の母親の多くは子育てに意義を見出しているが、日々様々なことで悩み、不安になり、物理的な支援よりも精神的な支援を、特に夫の暖かいサポートを求めていることがわかった。また、子育て教室に参加することが母親の育児不安軽減に役立っていることも示唆された。

したがって、子育てに関するハード面の支援を強化することはもちろんであるが、父親母親の内面を考慮に入れた支援が必要であるということになる。

さらに、保育園を利用して働く多くの母親達は、物質的、財政的な支援とともに、育児休業の充実

など子育てができるような働き方を支える支援を望んでいることを示す調査⁽⁶⁾もある。

子育てと仕事を両立できる働き方については、まず女性が柔軟に働ける就労の継続支援制度が必要であろう。家庭と仕事をバランス良く両立させるには、男性を含めた働き方の見直しを始め、様々な条件が整わなければならない。また、労働環境のもう一回り外の部分の環境整備も必要であろう。その 1 つとして、学童保育の拡充や児童館の活用等も有効であろう。たとえば、児童館に関しては、児童福祉法第 40 条に、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」と定められているものの、現在のところ有効に活用されているとはいえない状況にあるといわざるをえないのである。社会資源の 1 つとして、児童のためだけでなく、子育て中の保護者にも利用される方策があっても良いと考えられる。

一方、出生率の低下は、晩婚化、非婚化など結婚行動の変化も 1 つの要因であろうが、フリーター等若い人が経済的制約から結婚しない・できないという問題も絡んでいると考えられよう。このフリーター、ニート問題には児童期からの職業教育、自己実現教育が必要であろう、というふうと考えていくと、児童手当など個別の数字を云々するのではなく、子育て、雇用など少子化にかかわる問題を広く見渡して、一貫性、継続性のある施策を打ち出す必要がある⁽⁷⁾といえる。

これら一連の問題を次世代育成支援ということからすると、少子化が進行し、様々なふれあいが少なくなった地域社会の中で、子どもの成長を見通した連続的な支援が少ないことに気付く。次のそのまた次の世代の健全育成のために次世代を育成するという息の長い視点で考えなければ解決しないのではないだろうか。

つまり、次の世代を育成するためには、子どもの成長を見通した連続的な支援が必要だということである。そして、子育て支援にも、子どもの成長を見通した上で、子育てと仕事の両立が可能になる息の長い支援が必要であるということである。

Ⅲ 保育所が子育て支援に果たしてきた役割

ところで、子育て支援というと、多くの人は地域のNPO主催の支援を思い浮かべるものと思われるが、我が国においてはこれまで、子育て支援に対して保育所が社会制度的に大きな役割を果たしてきた⁽⁸⁾。

保育所は、1947年の児童福祉法の制定で託児所より保育所として位置付けられて以後、昭和50年頃までは保育需要を量的に充足させ、その後は、子どもをとりまく環境の著しい変化を背景とした質的な多様化を進めてきている。子どもをとりまく環境の著しい変化とは、少子化の進行、女性の社会進出を背景とした夫婦共働き家庭の一般化、核家族化の進行や近隣とのつながりの希薄化等による家庭や地域の子育て機能の低下である。

この、女性の社会進出を背景とした夫婦共働き家庭の一般化により、保育所は、働かなければ生活できない家庭が利用する施設から、普通の家庭の子どもが一般的に利用する施設として定着することになった。そのことにより、延長保育や低年齢児保育等さまざまな保育需要が発生し、多様な保育需要に対応して仕事と家庭の両立支援をする施設としての保育所の役割は一層重要になってきた。

さらに、核家族化の進行や近隣とのつながりの希薄化等による家庭や地域の子育て機能の低下に関しては、夫婦共働き家庭の保育を必要とする乳幼児を保育するだけでなく、専業主婦家庭の子どもも含め、地域全体の子育て家庭に対する身近な子育て支援の拠点として機能することが必要になってきた。

低年齢児（乳児）保育や延長保育等いわゆる特別保育は各地の保育所で以前より少しずつ行われていたが、エンゼルプランや緊急保育対策等5か年事業の策定で、一時保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援センターを含め、計画的な拡充が図られることになったのである。

そして1997年には、児童福祉法改正により、措置制度から利用者が保育所を選択して利用する仕組みへと保育制度の大転換が図られた。

さらに1998年には保母の名称が保育士へと変更になり、1999年には保育所保育指針が改訂さ

れた。2001年には保育士資格が国家資格となり、改めて保育士、保育所の役割が位置付けられたのである。

今日、各保育所では多様な保育ニーズに対応できる子育て支援センターの役割を担うため、様々な子育て支援事業が打ち出されている。就労者の支援を重点に置いた充実だけでなく、幅広い、木目細かな対応が図られようとしている。

以上のように、子育て支援が保育所の重要な役割であることは、現在誰もが認めることであろうが、かつて子育て支援ということばが使われ始めた1990年代の始めには、保育所は保育を必要とする子どもを中心に保育するところと考えられており、子育て家庭の子どもが園に入ってくることに對してむしろ保育士達自身が抵抗を感じていたようである。

親から離れて保育所で生活している子ども達が、園庭開放日に親子でいっしょに遊びにくる子どもを見て心の安定を欠くことになるのではないかというのが、主な心配だった。事実、日常的に保育所に預けられている子ども達も、当初は、開放日に訪れる親子を見て、保育士のまわりを離れようとしなかったようである。しかし時間経過と共に、いつもは自分たちと一緒に園生活を送るわけではない親子が時々園を訪れる状況に慣れるに従って、いつもと変わりなく過ごせるようになった。最近では園庭開放等はほとんどこの保育園でも行われており、保育を必要とする子どもも子育て家庭の子どもも分け隔てなく一定時間を過ごすことができるようになってきているとのことである⁽⁹⁾。

Ⅳ 子育て支援を担う保育所の現在および今後の役割

(1) 真の子育て支援のための保育所の試み

上述したように、園庭開放、子育て相談等に関する支援の仕方は、いずれの保育所も工夫しながらそれなりの効果をあげてきていると思われるが、子供をとりまく環境が日々大きく変化してきている今日では、保育所に子供を預けている保護者、家庭で子育てをしている保護者への支援の仕方にも様々な工夫が必要になってきている。保育者達は、保育所の提供する支援が単に保護者の肩代わりに終わらないためには、どこまで支援するべき

かという問題に直面しながら保育を進めているようである。

このことに関して、保育所の試みを試してみよう。

① 午前休憩時間を設けた園

午前中に昼寝の時間を設定することにした保育園の例⁽¹⁰⁾がある。その保育園では、朝からごろごろしている子どもが問題になった。

かつて朝型の生活をしていた頃は、子ども達は、朝食前に一活動し、午前中動き回ると、昼食後は自然に眠くなる。それが昼寝であり、生理的に必要な昼寝が午後にとられるのは必然であった。ところが、高度経済成長時代を経て、世の中が夜型の生活になるにつれて、あくびをしながら登園し、午前中ごろごろ過ごす子どもが増えた。午前中を生彩なく過ごす子ども達にとって、やっと睡眠不足を解消できるのが昼寝であり、昼寝の後が最も活動的になる。しかしその時はすでに夕方になっていて、さらに夜型を推し進めるだけになりかねないのである。

昼寝がその後の活力を得るためのものであるなら、それを午後まで待っていてよいのであろうか、という疑問から出てきたのが、午前中に昼寝をとるということであった。

早寝早起の励行を保護者に指導することは、確かに正論であり、必要なことであるかもしれないが、指導する保育園側が正しくて、指導される家庭はよくないことをしているという、上から下への押しつけの力が働くことになる。このような関係は、保育園と家庭との関係としては決して良好な連携にはならない。正しいことを言っても、相手の心にまで納得を伴って届いているかどうかの問題なのである。

午前中を活発に過ごすということは、そうであってほしいことではあるが、睡眠が足りていない子どもを無理に起こして午後までもたせるということが、本当に子どものためになるかどうかということである。そこで、睡眠が十分とれていない子どもに必要な睡眠を補給するという発想から、「午前休憩」を取り入れることになった。その結果、生活リズムが安定してきて、朝登園時からあくびをする子どもはほとんどいなくなったということである。

② 登園後の朝食を認めた園

同様のことが朝食に関しても起こりうると考えられる。

かつては3度の食事をきちんととるのは当たり前のことであったし、食事、睡眠など基本的な生活習慣は家庭で当然のこととして身につけることからであった。

ところが時代の変遷とともに、生活が夜型に移行し、その必然の結果として朝食抜きの生活をすすめる若者が増え、親になった時にもその生活習慣は変えられることなく続けられることになった。そのような家庭で育つ子どもの就寝時刻は遅くなり、寝不足の状態で起床し、朝食を食べずに登園することになる。

この状況に対して、朝食持参で登園させ、登園後に朝食をとらせるところが現れ、他方、保育時間の長い子どもには補食でなく夕食を提供する園までも現れた。後者は、忙しいからと夕食をコンビニ弁当で済ませると、保育所が夕食を提供するのとどちらが子どもにとって望ましいのかを話し合った結果⁽¹¹⁾である。

しかしながら、欠けているところをすべて保育所で肩代わりするのに終わってしまうのであれば、それは決して真の子育て支援にはならないはずである。それは、単なる子育ての外注になってしまうのではないだろうか。

親が親としての意識をもつ、親として子どもに関わるようにするのが本来の子育て支援のほうである。睡眠を十分とることで、また食事をきちんととることで、子どもが生き生きと活動できる姿を見て、睡眠の大切さ、食事の大切さに気付いてもらわなければ意味がないのである。

もちろん、子どもの発達のためには本来こうあるべきだということであっても、保護者の置かれた状況によっては修正の難しい場合もある。無理に修正するよりは、時には発想を変えて子どもにとって最低限どうあることが望ましいのかを模索することも必要なことであろう。午前休憩や登園後の朝食の例などは、この点で柔軟性ある対応といえるのではないだろうか。

③ 縦割り保育を模索する園

ある地方都市の中心部の保育園から少し郊外のどかな環境の保育所に転勤した園長の試み⁽¹²⁾で

ある。

着任早々園長は、のどかな地域で、園児数もそれ程多いわけではないにもかかわらず、子ども達の落ち着きのなさが気になった。職員会議を重ねる中で、様々な背景をもつ家庭で心が満たされずに過ごす子どもの中に、友達や保育士を困らせる行動をとる子どもが多く、担任がその子どもの関わりに気を取られることで、他の子どもたちへの関わりが手薄になり、クラス運営に支障を来していることがわかった。そこで、小学校で導入され始めているチームティーチングの方法から考案されたチーム保育を行っている園の事例⁽¹³⁾を視察・勉強して、保護者の理解を得た上でチーム保育を取り入れ模索することになった。ところが小学校のチームティーチングのように人員を増加できればよいが、現時点では人数を増やすことは難しいため、3、4、5歳児を合同にすることによって、3人の担任を共有する方式をとった。

この3人の保育者の中でリーダーはいつも特定の担任が務めるというシステムではなく、たとえば週ごとに交代するというしくみにした。リーダーが保育の全体を進め、特に関わりが必要な子どもに対しての保育は、その補助をサブリーダーが行うのである。

3人担任、役割のローテーションの中で、複数の目による子どもへの理解が深まり、子どもの側からは、さまざまな人と関わることを体験することになる。その分3人の話し合いが必要になり、保育へのモチベーションも高まっているとのことである。

保育所における以上の例はいずれも、発想を変えて、今日の前にいる子ども達にはどのような支援が必要で、どのような支援の仕方が適しているのかを考えた上で行われた試みであると言えよう。

(2) 保護者の意識

(1)において、本来の子育て支援を目指して模索している保育所の試みをみてきたのであるが、では保育所に子どもを預けている保護者は保育所に対してどのような意識を抱いているのであろうか。

このことに関して、Ⅱの(2)でも引用した調

査であるが、「子育て支援を受ける側」の「子育て支援に対する要望」を把握し直す必要があるのではないかとの思いから実施された調査⁽¹⁴⁾がある。

保護者の保育所や子育て支援に対する要望としては、保育時間をもっと長く、保育士の数を増やして、病後児保育を、などと言った園への要望とともに、「医療費助成、児童手当、保育料など手当ての充実」や「休暇制度への職場の理解」を望む声も多くあがっている。家庭でのゆったりした生活時間を保持できることなしに「子育てと仕事」の喜びや充実は得られないはずであり、これらの声は施策に活かされなければならないと思われる。

保育所に対しては、「給食とおやつ」に次いで「子どもの成長・発達」「子どもへの保育の対応」「保育内容や方針」を高く評価しており、保育関係者の子どもに寄せる思いの深さや日頃の努力を親たちは受けとめていると考えられる。共に協力して子育てを担っていこうとする姿勢のあらわれであると考えられるが、現実には、あまりに多忙を極め、食事も疎かになったり、余裕をもって子どもに接することが難しくなり、子どもが落ち着けない状態に陥ってしまうものと思われる。

さらに調査は、共働き家庭において祖父母と親と子どもという三世代世帯の率は基礎調査に比較して高いこと、父親と母親で送迎時間をやりくりや調整をしていることが明らかになった。

子どもを生き育てることは「仕事と家庭の両立」「両立支援」という言葉が氾濫する今日でも、個人的レベルで見ればかなりの努力をはらってもかなり難しいことが表われているといえよう。

V 次世代育成支援時代の子育て支援

子育て不安ということばがあちこちで聞かれるようになって久しい今日であるが、子育てをしている保護者は一様に子育てに不安を感じているのであろうか。

子育て中の多くの保護者は経済的な不安や負担感、身体的・精神的負担感、仕事と家庭の両立の困難さなど、子どもを生き育てることの不安や負担をはっきりと、あるいは漠然と感じてはいるが、一方で、子育てに幸福感や充実感も感じている⁽¹⁵⁾のである。

充実感をもって子育てをしている人々の子ども

も、子育てに自信を失くしている人々の子どもも、健やかに成長し、長じて次代を担う存在である。すべての子どもたちが順調に成長していくためには、子育てに自信を失くしている人々を社会はサポートしなければならない。「良い子育てというものは常に二人以上の手が必要であった。子どもというのは両親だけに任せてはおけない重要な仕事であると考えられている社会において子どもは一番よく育つということである。」⁽¹⁶⁾と述べられているように、子育てに社会のサポートが必須なのである。

今日、子育てのあり方を変えたと思われる男女の役割分担に対する考え方の変化や経済パターンの変化の流れはもはや押し止めることはできそうもない。それでは、一般家庭の子育てをも照準にいなければならないようになった現代社会の中で、保育所にはどのような支援が求められているのであろうか、どのような支援が適切で必要な支援なのであろうか。

子育て支援を考える時、何のために、誰のために支援するのかをまず押さえる必要があると考えられる。

言うまでもなく、それは子どもの最善の利益である。子どもの最善の利益を守るために、子育て中の親たちが、家庭で子どもと共に生活する中で、親として成長できるような支援でなければならない。子どもに対して保護者としてなすべきことから単に肩代わりするだけでは、社会が本来行う支援ではないはずである。保護者が親として充実感をもって子育てできるような支援が求められるのである。保護者が望んでいることに耳を傾け、しかし保護者の言いなりになるのではなく、保護者が保護者として成長できる支援のあり方を模索することが求められているといえるだろう。

【注】

- (1) 拙稿 2000 子育て支援のあり方について 名古屋柳城短期大学研究紀要 22 31-38
- (2) 名古屋市健康福祉部児童家庭局次世代育成支援室 2005 なごや 子ども・子育てわくわくプラン—名古屋市次世代育成行動計画—
- (3) 前掲(1)
- (4) 岩上真珠 2005 子育て「問題」と家族の

問題解決力 児童心理 No828 金子書房

- (5) 拙稿 1999 子育て中の母親の心理とサポートのあり方について 名古屋柳城短期大学研究紀要 21 51-61
- (6) 東京都社会福祉協議会 2005 保育園を利用している親の子育て支援に関する調査報告書
- (7) 中日新聞 2005.8.28 出産後も働ける環境を 少子化社会の子育て支援策
- (8) 厚生省児童家庭局 1998 児童福祉五十年の歩み
- (9) M 県保育士へのヒアリング
- (10) 前原寛 2005 保育は<こども>からはじまる 子育ての社会化へむけて ミネルヴァ書房
- (11) G 県保育士へのヒアリング
- (12) K 保育園長へのヒアリング
- (13) 藤森平司 2001 21世紀型保育のススメ 2 関わりから生きる力を育てる 世界文化社
- (14) 前掲(6)
- (15) 名古屋市健康福祉局 2004 子育てに関する意識・ニーズ調査報告書
- (16) ステファニー・クーンツ 岡村ひとみ(訳) 1998 家族という神話 アメリカン・ファミリーの夢と現実 筑摩書房

【参考文献】

- 加藤繁美 2005 子どもへの責任 日本社会と保育の未来 ひとなる書房
- 牧野カツコ 2005 少子化家族のなかの育児不安 子育てに不安を感じる親たちへ ミネルヴァ書房
- 大日向雅美 2005 「子育て支援は親をダメにする」なんて言わせない 岩波書店
- 東京都社会福祉協議会 2004 東京都内子ども支援センター実体調査報告書～事業活動の実態から見える次世代育成支援に向けた課題～
- 全国保育団体連絡会・保育研究所(編) 2004 2004年度版保育白書 草上文化

How to Support Parents Caring for Infants — The Expected Function of Nursery Schools —

Narita, Tomoko*

第二次世界大戦後 60 年を経た現在、物質的に豊かになった社会の中で、子どもたちは健やかに育っているであろうか。子育てをしている保護者を支援する子育て支援のあり方は妥当なものであろうか。そこでまず、いつごろから子育て支援が云々されるようになったのかについて、また、エンゼルプランから次世代育成支援時代へと時代が移行する社会背景について整理した。さらに、保育所の取り組み事例を概観することによって、いくつかの保育所においては現在、保護者に寄り添った支援のあり方が模索されていること、歴史的にみても、保育所が子育て支援に一定の役割を果たしてきていることを述べた。そして、子どもの最善の利益が子育て支援の目的の第一にあげられなければならないこと、子育て支援とは、子供の発達を保障するために、親が自信をもって、肯定的な姿勢で子育てできるような、また、親が人間としても成長できるような支援であることを確認した。

キーワード：子育て支援, 次世代育成支援, 保育所の役割